

新年あけましておめでとうございます。皆さまにおかれては、ご健勝に戌年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨平成29年1月には清算人自らが中心となって新法人を設立、今30年春には清算を済ませ、私たちの墓地を新法人に移管し墓地再生に着手したいという提案がありました。昨年5月20日開催の第18回定期総会でご承認いただいた通り、守る会は条件付きながら提案に賛同し、清算人に協力をしていくことになりました。これを受け、年末、ぎりぎりの12月22日まで日本墓園再生協議会、横浜地方裁判所の審尋において、守る会は清算人との協議を続けてまいりました。

清算人から、鹿児島霊園は地元公益法人への移管が昨年8月に終わり清算が終了し、清水公園墓地は既存宗教法人への移管が今春にはできる見込であるとの報告がありました。

なお、横浜霊園と三浦海岸公園墓地は既存墓地ですが、墓地埋葬法に基づく一般財団法人設立のためには新たに経営認可が必要なため、清算人は横浜市並びに三浦市と交渉中です。また、公益財団法人移行認可については、許認可機関である神奈川県とも協議を行っております。しかし、墓地埋葬法に基づく認可のハードルは高く、一般財団法人設立並びに公益財団法人への移行については、予定の今春は難しく審査状況により平成30年秋から平成31年度へ延びると予測されます。

つきましては、上記状況より大事な時期にありますので、平成29年度活動報告〔第18回定期総会以降〕及び本年の第19回定期総会開催のご案内を含めて「守る会ニュース第21号」としてご報告致します。ご一読の上、引き続き、ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

また、年会費未納の方には「平成29年度会費未納入の方へのお願い」の文書を別紙として添付させていただきます。ご理解、ご協力をお願いいたします。

## I. 守る会ニュース第21号

### 1. 第18回定期総会報告（2頁～5頁）

代表挨拶（要旨）：佐伯 剛代表、活動報告総括（平成28年度：要旨）：小花顧問弁護士・黒澤顧問弁護士・高森副代表、主たる質疑応答（一部のみ、要旨）、平成29年度新役員

### 2. 平成29年度活動報告〔第18回定期総会以降〕（6頁～8頁）

### 3. 第19回定期総会のご案内（8頁）

## II. 別紙：「平成29年度会費未納入」の方へ会費納入お願い

（注）年会費未納入の方のみ、添付の別紙をお読みいただきご協力を賜れば幸いです。

## 1. 第 18 回定期総会報告

第 18 回定期総会は、昨平成 29 年 5 月 20 日（土）の午後 1 時より戸塚公会堂で開催されました。会員約 100 名の出席をいただき、午後 1 時から総会次第に基づき平成 28 年度の活動報告や平成 29 年度計画案などが説明されました。活発な質疑が行われた後、原案通りすべてが承認されました。次いで大会決議が採択され、午後 3 時過ぎに滞りなく閉会しました。

（☆ 第 18 回定期総会の議案書等の資料一式は、平成 29 年 4 月頃に会員の皆様へ郵送済です。）

### 代表挨拶（要旨） 佐伯 剛代表

今回の定期総会で平成 11 年 10 月の創立総会から 18 回を迎えました。早期の清算決了、受け皿法人移行、墓地再生という私たちの切望にもかかわらず横浜信金問題などの発生により遅々として進展が見られませんでした。しかしながら、ようやく清算人が平成 29 年 1 月に私たちの要求を受け入れるような形で、受け皿法人を新たに設立し、そこに移行し清算を結了したい、正常化したいという提案をしてきました。これも皆さんのお力添えの結果だと思っております。清算人の説明では、早ければ平成 30 年の春には、新受け皿法人に移行したいということで、本総会の後、この 1 年というのが非常に大事な時期になってきました。

ついては皆さんにお願いしたいことがあります。清算人が中心になって新たな受け皿法人を設立し清算決了後に移行するというのですが、その受け皿法人は私たち建墓者の利益あるいは意向というものを十分踏まえたものでなければ、また同じことの繰り返しになってしまいます。皆さまの意向を清算人に要求していかなければならない時期であり、率直な意見をいただきたいと思っております。

もう一つはこの時期において私たち役員も、ご都合からお辞めになる、大病をされる、高齢化が進み、体力も衰えてきているという中で、正念場を迎えます。ついては、役員として是非参加し、この歴史的な機会をご一緒に活動していただきたいということです。

本日は、そういう総会ですので活発な意見をいただき、あるいは注文をいただき成功裏に終わらせたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。



総会で挨拶をする佐伯代表と黒澤・小花両顧問、高森副代表、司会の澤田幹事

### 活動報告総括（平成 28 年度：要旨）

#### [小花顧問弁護士：上申書と要請について]

・守る会は、裁判所や清算人へ具体的内容の上申書を提出するなど活動を強化しました。

守る会は、この平成 28 年度の活動で横浜地方裁判所や清算人に対して積極的に上申や、要請などを行ってきました。まず平成 28 年 7 月には、同年 5 月の第 17 回定期総会の「決議」を反映した上申書(1)を裁判所と清算人に提出し、再生協議会や審尋で説明しました。その主たる内容は、新たな管理費や一時負担金などを徴収しない、清算事務を促進し、同時に承継条件を開示して直ちに受け皿法人探しに着手する、清算事務についての執行体制を強化するといったものでした。

また 28 年 9 月には、守る会が作成した「横浜霊園・三浦海岸公園墓地 清算・再生工程表（ロードマ

ップ)案」を添付して、清算人に現状の課題を整理し、再生完了までの工程が分かる「ロードマップ」の立案を強く要請しました。

続いて28年12月には、清算業務の早期終了に向け守る会と実務者協議を実施するよう上申書(2)を提出し、それに「受け皿法人基本理念」と「受け皿法人選定基準案」、「受け皿法人検討候補一覧表」、「受け皿法人検討時提示必要事項」を添付しました。

・清算人から初めて、新法人を設立し、墓地経営を引き継がせたいという現実的な提案がありました。

守る会は、墓園を既に運営している公益財団法人に受け皿法人になってもらうよう要請をしてきましたが、29年1月の再生協議会と審尋で、清算人から清算人が中心となって新たに受け皿法人を設立し、その法人に引き継がせるという提案がありました。その理由は、現在墓園を運営している法人には石材店などが営利目的で運営しているものもあり、永続性や公益性、利用者優先に疑問がある。今回、鹿児島霊園は既存法人の新生田上霊園に引き継いでもらうことになったが、その運営が、利用者のためになされているということで非常に参考になった。横浜と三浦も同じような法人に引き継ぎたいが、現状ではそのような法人が見当たらない。そうであれば自分たちで新しい法人を立ち上げてそこに引き継ぐのが一番現実的ではないかということです。新法人の認可機関である神奈川県もそういう形で法人を立ち上げることに可能だということです。この方法であれば最短で30年の春、ちょうど1年後ぐらいに移行できるのではないかということでした。守る会も是非、この提案を了承していただきたいということでした。具体的な提案が清算人から初めて出されたということです。

・守る会は清算人からの新法人設立・移行の提案を評価し、条件付きで協力を申し入れました。

この提案に対して私たち守る会は、受け皿法人への早期移行が墓地再生に着手できる可能性が高いということで評価し、新法人設立の手続きと早期移行が速やかに行われるよう清算人に協力をしていきたいと考えております。

ただ、当然手放しではなく、新法人に引き継がせるに当たって新法人の理事や評議員に清算人がそのまま務めるのであってはなりませんし、年次管理費がどのような条件になるのかとか、指定石材店(現在：渚石材)が、どうなるのかなど建墓者の大きな関心事があります。守る会は、その点についての建墓者の立場からの要望を上申書(3)として29年2月に「新財団法人設立の提案に関する要請」として裁判所と清算人に提出しました。

これに対して清算人からはご連絡という形で29年3月に「ご意見は具体的に書かれていまして分かりやすい内容になっています。日本墓園では傾聴すべきご指摘が多く含まれているものと受け止め参考にさせていただいています」との回答が来しました。

・鹿児島、清水共に29年度内に清算が終わり、残るは私たちの横浜と三浦になり展望が大きく開き始めました。

清算人が横浜と三浦と合わせて清算手続きを行っている鹿児島霊園は29年の夏頃には移転登記の手続きが終わり、清水公園墓地は当初の予定どおり29年中に清算を結了する予定であるということでした。今年中には鹿児島と清水については清算が終わって切り離しがされ、残るは横浜と三浦になると思います。

守る会は皆様のご支援を受けて様々な角度で具体的な上申や要請を行ってきました。それを何度も繰り返してきたことが大きく、清算人にもプレッシャーになったかと思えます。昨年の総会では本当に先が全く見えない状況でしたが、清算人がようやく動き出し、18年が経過してやっと展望が開き始めたという状況で、大きな動きのあった1年間でした。

### 【黒澤顧問弁護士:主として新法人の認可について】

新法人がどのように設立されていくのかを、清算人の説明に加えて、法的な手続きを合わせお話をします。あくまで希望的な流れですが、順調ならば来年、平成30年の春には手続きを終え、横浜霊園と三浦海岸公園墓地の経営が新法人に引き継がれる可能性があるということです。

・一般財団法人をまず設立し、その後、公益財団法人に移行して墓地経営を引き継ぎます。

墓地経営をしますので公益財団法人をきちんと設立して、そこに経営を引き継ぐことになります。まず一般財団法人を設立し、その後この法人が公益認定申請をして公益のお墨付きをもらい公益財団法人になります。一般財団法人を作るには、清算人は定款をしっかりと作る、その認証を受ける、この法人の目的になりますから重要な点です。それから財産を拠出する、これは日本墓園の財産を引き継ぐので、その内容が正しいかどうかチェックを受け、最終的に登記を受けると一般財団法人ができます。これが

法律上の普通の流れですが、今回は公益財団のところまで一気にやろうとしています。認可機関である神奈川県との協力を得ながら進めることとなります。

・管理費の値上げなど建墓者に負担を与えないよう守る会の意見を清算人などに上げていきます。

この中で守る会が何を言っていくかですが、この公益認定に関連して、小花顧問が先ほどお話しした守る会作成の「受け皿法人基本理念」、「受け皿法人選定基準」、どんな人が理事、評議員になるのか、墓地をどう経営していくのか、管理費を値上げするな、などこれ以上建墓者に負担を与えないよう求めていくこととなります。やはり危険箇所とか違反箇所の是正工事にはお金が掛かりますので、じゃあ管理費を値上げしようかという話が出てこないように、定款の中でも基本的に建墓者を尊重しながらきちっとやっていくということを明記してもらう必要があるでしょう。公益認定の手続きに絡ませながら守る会の意見を上げていくこととなります。

・新しい法人は、墓地の経営許可を厳しい審査を経て取得しなければいけないという大きなハードルがあります。

清算人が受け皿法人に引き継ぐためには、もう一つ大きなハードルがあります。それは「墓地、埋葬等に関する法律」の許可、新しい法人が墓地の経営許可を取得しなければいけないのです。三浦市の場合は、既設墓地は手続きを省略できる規定がありますので、あまり問題なく経営許可を得て継承できる可能性が高いのです。ところが横浜市の場合は、既設墓地を継承する場合でも新設と同じ手続きを求められるものが多いのです。手続きでは財務状況の事前審査を行いません。この法人はこの墓地を永続的、安定的に経営できるのか、財務がどうなっているのか、今後の収支の予測はどうか、その裏付けはどうか、お金の面などのチェックを専門の審査会が厳しく行います。この事前審査をクリアしますと今度は墓地の周囲に標識を設置します。この墓地経営を新しい財団法人がやっていきますよと周知し、近隣の計画説明につなげます。大きなハードルは、主にこのお金のチェックと近隣の計画説明です。

・守る会は清算人を中心として横浜市、神奈川県に基本的な立場で要請や意見を繰り返し述べていきます。

これらの手続きなどが順調に進んでほしいので守る会は協力したいという話があります。認可取消しという今回の過ちを繰り返さないように、適切な経営基盤の確立を求めつつ、財務状況の審査に関連してきちんと意見を出していくこととなります。管理料の値上げをしなくても経営が成り立つように財務、今後の予算をきちんと組んでいってほしい、あるいは違反箇所とか危険箇所がありますが、無理のない計画を立て、建墓者に負担を掛けないように是正していくよう組み立ててほしい、そういったお金の話に関連して、守る会の基本的な立場で要請などをしていくことになると思います。

大事な点は、財団法人を作る、墓地の経営許可をとるという手続きと、清算人がお墓を引き継ぐという二つが必要となります。これを清算人は来年30年の春までに一通り終わらせようと計画を立てています。私たちの立場はシンプルで、きちんとした理念に基づき中身を伴っているのであれば後押しをします。神奈川県や横浜市にも後押しをします。私たち建墓者の立場をきちんと尊重しないような場合には行政を含めていろいろな手続きを、我々の意見をきちんと反映させるようにまた意見を繰り返し述べていくこととなります。

### [高森副代表：活動報告（まとめ）について]

※ 議案書内の「平成28年度活動報告」に基づく説明のため省略します（議案書参照）。

### [主たる質疑応答（一部のみ、要旨）]

Q1： この1年、皆様のご努力で大きく進展しお礼を申し上げます。鹿児島と清水で見通しが立ってきたということですが、両墓地が切り離されることにより横浜あるいは三浦の収支がどの程度変わるのでしょうか。

清算人が裁判所に提出している平成27年度の収支計算書によると鹿児島、清水が各々50、60万円赤字になっています。横浜は6500万円、三浦が1200万円の黒字とかなりの収益が上がっていますので切り離すことによって、より健全化すると思えます。

Q2： 鹿児島と清水が横浜と三浦に先行して清算決了に近づいている理由は何ですか。渚石材の3億円は確定したのですか。

日本霊園の墓地は横浜と三浦、鹿児島、清水の4箇所にあります。鹿児島と清水はお墓の数が少なく、横浜は規模が大きく黒字ですが危険箇所や違法箇所の問題を抱え、三浦は借地で単独では経営が困難で

あるなど各々異なる状況にあります。元々全部を引き受ける法人はなく、鹿児島は墓地としての問題が少なく既存の新生田上霊園というところが引き継ぐことになり、清水は霊泉寺隣接地の墓地であることなどより話が進んだ結果、先行して清算決了の目処がついたと思われます。

渚石材の3億円は保証金と言われていますが私たちは納得していません。しかし、ここで渚石材を切って新法人がその3億円の負債を払って経営をしていくということになれば、それ以上のことはこちらも言うつもりはないということです。

**Q3： 建墓者に対して清算人から新法人などについて直接通知だとか、賛否を求めて来るということはありませんか。**

清算人は、新法人について建墓者の皆さんに説明会を実施する意向を持っているという話があります。これは引き継ぐに当たって必要なこととなります。まずは、守る会が情報を入手することになると思いますので、皆さまに適切に情報を発信するなど、皆さんの不安がないように清算人の説明会の前に実施していきたいと考えています。

**Q4： 横浜霊園の危険箇所だとかについて役員の方々はご苦労されておりましたが、全部もう解決されたのでしょうか。**

危険箇所並びに違法箇所については基本的にそのままで是正されていません。今後解消すべき問題として残っています。受け皿法人に引き継ぐ前に清算人が行うのではなく、新法人が年月を掛けて是正していくという方向です。

**Q5： この先、清算人から全建墓者に説明会の開催が案内されるのでしょうか。そのときに判断を求められるようなことも考えられるのでしょうか。**

皆さんと日本墓園が元々契約していたものを新しい法人に契約を切り換える手続きになりますので、皆さんに事前の説明がまずあるでしょう。その場で判断を迫ることはないと思います。

[平成 29 年度新役員]

役 職	氏 名
代 表	佐伯 剛 (横浜)
副代表	小林 幹和 (横浜)、高森 惇 (横浜)
事務局長	尾崎 直人 (横浜)
事務局次長	石川 莞爾 (横浜)
幹 事	山田 雪子 (三浦)、加納 重則 (三浦)、西川 公一郎 (横浜)、澤田信廣 (横浜)、村田幸男 (横浜)
会 計	清水 一男 (横浜)
会計監査	上村 正光 (三浦)
顧問弁護士	佐伯 剛弁護士 (代表兼務)、黒澤 知弘弁護士、小花 和史弁護士 稲生義隆弁護士 (名誉顧問)

(注)村田幸男幹事におかれては、平成29年5月1日ご就任いただき本総会でご紹介させていただきました。

\* 各報告、計画、予算等は、すべて全会一致で承認されました。

**建墓者の皆様のご要望などを入れた第 18 回定期総会「決議」を採択しました。**



戸塚公会堂ホールで開会 30 分前頃から熱心に議案書に目を通していただける会員の皆様

## 2. 平成 29 年度活動報告(定期総会以降)

第 18 回の定期総会が昨平成 29 年 5 月 20 日に開催されて以降、守る会の役員会が馬車道法律事務所で 4 回、日本墓園再生協議会が横浜市役所で、横浜地方裁判所の審尋が裁判所でそれぞれ 3 回、また神奈川県と守る会との意見交換会が県庁で 1 回と開催され、それぞれ意見交換などを活発にしました。上申書については、定期総会の決議文を添付して 1 回提出しました。

### ① 平成 29 年

#### 5 月 22 日 (月) : 神奈川県総務局組織人材部文書課(法人許認可機関) 協議

守る会から 18 年間の経過や課題などについて概要を説明後、新法人設立の手続きや設立時並びに認定後の監督、指導などについて県の話聞き、守る会は日本墓園再生協議会への参加を要請した。県との情報交換は大変に有意義であった。しかし、清算人が目安としている財団法人設立、公益法人認定、移管・清算決了の来春の達成は、きわめて困難であることが判明した。

#### ② 6 月 20 日 (火) : 守る会役員会(第 6 回)

第 18 回定期総会の開催報告、神奈川県との協議結果、上申書の内容などについて協議し、今後の方針を決定した。

#### ③ " 21 日 (水) : 上申書提出

第 18 回定期総会の「決議」を添付して、その内容の確認と清算事務に関する執行体制の強化に加え、再生協議会及び審尋への神奈川県の参加を要請した。

#### ④ " 23 日 (金) : 清算人より上申書(6/21)に対する回答

清算人より「ご要望の内容を十分検討させていただきながら進めてまいります。」との回答があった。

#### ⑤ 7 月 18 日 (火) : 第 79 回日本墓園再生協議会

横浜市の司会により、清算人から鹿児島は 8 月上旬には法的にすべてが終了し、清水はいくつかの課題を処理して 12 月中には引継ぎを行う予定であるとの報告があった。

横浜と三浦については、県との協議の結果より 2 回の審議会にて認可が下りるとは限らず、予定よりずれ込み、建墓者への説明は、来年の 4 月を目安にしたいとのことであった。

守る会からは再生協議会並びに審尋への神奈川県のオブザーバー参加の要請をした。

#### ・ " : 横浜地方裁判所審尋

裁判長の求めにより、清算人から上記協議会の主要事項について報告し、守る会も意見を述べた。

#### ・ " : 守る会役員会(第 7 回)

上記再生協議会並びに審尋の状況を報告し、上申書に対する清算人からの回答などについて協議し、今後の方針を決定した。

#### ⑥ 9 月 26 日 (火) : 第 80 回日本墓園再生協議会

横浜市の司会により、清算人から鹿児島は 8 月 4 日に登記などすべての手続きが完了し、残務処理が残るのみとなり、これも来年 30 年 3 月には終わるとのこと。清水は前住職と 10 月に和解

を進め、墓地内道路の整備も済ませ、年内にはまとめたいたとの報告があった。

横浜と三浦については、両市と協議を進め来春にはまとめたいたと思っていたが、横浜の現況図作成などが手間取り半年はずれ込みそうだとのことだった。

これに対して守る会は、図面作成の促進と、市建築局との平成 19 年の是正計画合意との関係より担当部署の再生協議会への出席を求めた。

- ・ **〃** : **横浜地方裁判所審尋**

裁判長の求めにより、清算人から上記協議会の主要事項について報告し、守る会も意見を述べた。

- ・ **〃** : **守る会役員会（第 8 回）**

上記再生協議会並びに審尋の状況を報告し、その他に墓地掲示板への広報などについて協議し、今後の方針を決定した。

**⑦ 11 月 21 日（月）： 守る会役員会（第 9 回）**

次回の再生協議会並びに審尋への対応を中心に協議し、今後の方針を決定した。

**⑧ 12 月 22 日（月）： 第 81 回日本墓園再生協議会**

横浜市司会により今回から市建築局関係課担当係長 2 名がオブザーバー出席した。清算人から、清水は 1 月に前住職と和解見込みであり、移行に伴う道路工事などは手配済で 4 月より新管理者に委ねられる予定であるとの報告があった。

横浜については、市と協議をしながら現況図、是正計画図など墓埋法申請に必要な各種図面を現地調査の結果も踏まえ作成しているが、調整などに時間がかかり提出は 1 月になる見込である。財務諸表もこれから作成を進めて市と協議をし、まだ見通しは立っていないが 30 年内か、30 年度内を目標として進めていきたい。県との法人設立協議は、前記の状況からその後はやっていないなどの報告があった。

加えて清算人より建墓者には迷惑をかけないことを原則に新法人設立、移行を成し遂げ、折衝経過なども見える化を進めたいとの、市からは建墓者をいたずらに混乱させるつもりはないが、来秋の認可は厳しいだろうなどの発言があった。

これらに対して守る会は、空き墓地のチェックをしているか、建墓者は自分の墓地が違法箇所にあるのかに関心が高く明確になっているかなどの質問をした。また、平成 30 年 1 月に発行を予定している「守る会ニュース」には現在の状況を記載し、5 月の定期総会にはより確実な行程などを報告したく、墓地、埋葬等に関する法律関連のロードマップの作成を要請した。

三浦については、借地料の折衝を地主と来年には始め、妥協点を見出したいとのことであった。

- ・ **〃** : **横浜地方裁判所審尋**

裁判長の求めにより、清算人から上記協議会での主要事項について報告があった。

- ・ **〃** : **守る会役員会（第 10 回）**

上記再生協議会並びに審尋の状況を報告し、市よりその他として平成 30 年 2 月の協議会前に守る会と建築局との意見交換を開きたいとの話があり、受け入れることとした。



横浜市役所本庁舎3階会議室での第81回再生協議会(H29.12.22)  
(向かって左側：守る会、右側：清算人、前側：横浜市・三浦市)



審尋の場である横浜地方裁判所

### ⑨ 平成30年1、2月（予定）

1月25日（木）： 守る会役員会（第11回）

2月26日（月）： 日本墓園再生協議会・横浜地方裁判所審尋・第12回役員会

## 3. 第19回定期総会開催のご案内

平成30年の第19回定期総会の日時、会場が決まりましたので前もってお知らせいたします。大事な局面にきていますので、多くの皆様のご参加とご意見をお待ちしています。

第19回定期総会の議案書は、会員の皆様（平成29年度会費納入済者）に総会前の4月中旬頃に総会案内と共に郵送させていただきます。

- ・日 時： 平成30年5月19日（土）午後1時開会（12時より受付開始）
- ・会 場： 戸塚公会堂（戸塚駅東口より徒歩5分）

## Ⅱ. 別紙「29年度年会費が未納入」の方へ会費納入のお願い

本件は、平成29年度の会費（2000円/年）が未納入（H29.12末現在）方のみが対象です。  
添付の別紙をお読みいただき、ご理解、ご協力お願いいたします。

—事務の都合上、納入済の方にも別紙を添付する失礼をお許しください—